

## 佐賀酒国際コンペティション出品支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内の酒類製造事業者の海外市場への輸出を促進するため、酒類の国際コンペティションへの出品に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、酒類製造免許を有し、県内で酒類の製造を行う者とする。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であつてはならない。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が県内で製造した日本酒、焼酎及びリキュールを次のコンペティションに出品する事業とする。

- (1) IWC（インターナショナルワインチャレンジ）
- (2) Kura Master（クラマスター）

### (補助対象経費、補助率及び補助上限額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助上限額
出品料、輸送料、翻訳料、その他知事が必要と認める経費	3分の2以内	10万円 (補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

2 補助事業者が国又は地方自治体による本補助金以外の補助金申請を行っている場合、その補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

#### (補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するにあたって、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した補助金交付決定前着手届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者が前項の補助金を申請しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方消費税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を補助事業者に通知する。

2 知事は、前項において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

#### (補助金の交付条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
  - (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、第1条に規定する趣旨を変更しない場合であって、補助金額に変更がない場合については、この限りでない。
  - (3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領(平成27年10月2日付)に基づき、県内企業と契約するよう努めること。
  - (4) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
  - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
  - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。
  - 3 第1項第4号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の承認申請書は、様式第4号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を揃え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその收支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(状況報告及び調査)

第11条 知事は、必要に応じて、補助事業者から補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査することがある。

#### (実績報告)

第 12 条 第 6 条第 1 項の規定により、交付決定を受けた補助事業者は、規則第 12 条に規定する実績報告書（様式第 5 号）に必要書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。ただし、会計年度終了日が土曜日、日曜日又は祝日である場合は、直前の開序日を提出期限とする。
- 3 第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 6 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部を返還しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の命令を受けた補助事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

#### (補助金の交付)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。この場合の補助金交付請求書は、様式第 7 号のとおりとする。

#### (補助金の返還)

第 15 条 知事は、交付決定を取り消した場合において、対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

- 2 前項の命令を受けた補助事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

#### (補助金の交付決定の取消し)

第 16 条 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す

ことができる。ただし、補助事業者の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく県の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和 5 年 12 月 20 日から適用する。